



～あなたも民商の共済会に～

会員・配偶者は無条件で加入可
同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/8/21

NO.234 村上市九日市 129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

新商連が米山県知事と懇談

2日、新潟県商工団体連合会（新商連）は、米山新潟県知事と懇談しました。今年1月から3月に県内の民商会員を中心に行った「営業とくらし実態アンケート」（2,348人が回答）の結果と要望書を手渡しました。

米山県知事は「消費税や国保は国の制度なので、なかなか難しい」としながらも「事情の聞き取りはもちろんやりたい」、「住宅リフォーム助成制度は、国の制度も利用してできる可能性もある。研究したい」、「実家は零細業者なので、地域経済だけでなく文化や「ミニユニティを地域の業者が担っていることは、よく分かる」と応え、終始なごやかな懇談となりました。（新商連運動速報から）

今週の商工新聞に注目！

1面には、新商連が行った「米山知事との懇談」と、「営業とくらしの実態調査アンケートの結果」が掲載してあります。
また同じ商工新聞の4面には、7月30日に新商連青年部協議会が行った、「はじめての事業計画書づくり」の記事も載っています。



事務所お盆休みのお知らせ

8月11日（金）～16日（水）まで、お盆休みとなります。



緊急の連絡・相談は、

◇会長 竹内喜代嗣 50-68060

民商事務所に留守番電話もありますので、メッセージを入れておいてください。

商工新聞休刊のお知らせ

来週の商工新聞は、休刊となる。新聞配布はありません。
また、再来週24日以降からの配布となりますので、よろしくお祈いします。



会費納入のお願い

民商の会費は、民商・全商連の方針では、毎月15日までの集金が基本となっています。お盆前でお忙しいこととは思いますが、会費納入にご協力をお願いします。

◆8月なんでも相談会

日時 8月29日（火）午後2時から

国保税、市税、消費税、記帳相談、資金繰り、労災保険、社会保険、滞納問題など、お困りの方はご相談ください。



◆換価の猶予相談会

日時 8月29日（火）午後3時から

税金が一度に払いきれないときは、「換価の猶予」といった猶予制度を活用しましょう。税務署や自治体などの督促状を放置しておく、預金や売掛金などを差し押さえられる場合があります。

猶予の申請が適用されれば、延滞税は免除または減額になり、単なる「分納」では、左の表のように延滞税は9%にもなります。

※相談希望者は、事前に民商へ連絡をお願いします。

「分納」と「猶予制度」はどう違うか？

いわゆる「分納」	換価の猶予・納税の猶予
延滞税が9.0%（懲罰的）	減額または全額免除
法律に定めがなく、「滞納者」扱い	法律に定めがあり、期間中は滞納扱いなし
納税証明が出ない	納税証明が出る
毎月の分納額のつり上げや突然の一括払い請求も法律的には可能	毎月の分納額は法律で定められた「権利」
法律的には差し押さえは可能	差し押さえは法律で禁止

商工新聞 2017年4～6月号外から

10月の無料法律相談

日時

10月10日（火）午後1時30分から

弁護士 新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。

（9月はお休みです）

・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。事務局まで連絡を。